

東京都市計画高度利用地区の変更 (江戸川区決定)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
船堀駅南口地区 江戸川区船堀三丁目地内	約 ha 1.1	以下 50/10	以下 7/10	以上 15/10	以上 200㎡	追加指定

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由

船堀駅南口広場と一体化した都市空間を形成し、土地の合理的かつ、健全な高度利用を図るため、本案のように都市計画高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	備考
1	江戸川区船堀三丁目地内	約 ha 1.1	約 ha 0	約 ha 1.1	追加指定 既決定： 小松川地区